

黒滝村の活性化に対する方策について

(平成20年度 答申)

平成20年11月17日

黒滝村地域活性化委員会

目 次

1	はじめに 平成20年度答申に至る経緯	1
2	平成20年度答申	2
3	平成20年度活動報告	3

参考資料

1	黒滝村地域活性化委員会設置条例	5
2	黒滝村地域活性化委員会委員名簿	6
3	諮問書	7
4	平成19年度答申書	8

1 はじめに 平成20年度答申に至る経緯

黒滝村地域活性化委員会（以下「本委員会」という。）は、少子高齢化が急速に進行し、産業の衰退と、村外への人口流出に歯止めがかからない現状への打開策の一つとして、黒滝村住民自身による黒滝村の活性化施策を検討し、答申する機関として平成19年6月に設置されました。本委員会は各種団体からの推薦委員及び公募による委員の計10名で構成されています。

平成19年7月23日に黒滝村長から「黒滝村の活性化に対する方策について」の諮問を受け、その方策について深く議論を行い実効性の高い答申とするために、産業の振興による活性化を議論する部会（産業部会）と、くらしの充実による人口の維持と若年人口の増加を目指す部会（活性化部会）の2つの専門部会を設けて、幅広い視点からの黒滝村の活性化施策の展開について検討を重ねてきました。平成19年11月22日には中間答申という形で委員会・部会をあわせて計14回に及ぶ議論をまとめて黒滝村長に答申書を提出し、その答申事項の多くが活性化施策としての有効性を認められ、平成20年度事業として予算化・事業化されるに至りました。

また、平成20年度からはそれぞれの部会においてより議論を深め、産業部会においては試行事業として菜の花エコプロジェクト事業、山菜栽培事業、絆の森事業を実施し、それぞれの事業の有効性を実際に検証しながら答申案を検討する作業を行っています。また、活性化部会では今年度からは新たな視点で活性化についての議論を行い、黒滝村で高齢者を介護する家族の側からの視点で、関係者からの意見交換も重ねながら「介護問題について」の答申事項をとりまとめ、再度、委員会においても議論を重ね、委員会・部会をあわせて計16回に及ぶ議論を積み重ねて、今回の答申に至りました。

本答申の提言を実現するためには、福祉部局のみの取り組みでは困難であり、財政部局、事業者等と連携した、村全体での施策の推進が必要なことから、そうした取り組みとなることを強く望みます。

なお、本答申について、きたんのないご意見が各方面から寄せられ、施策の一層の発展が図られることを期待します。

2 平成20年度答申

介護問題についての提言

住み慣れた家でいつまでも過ごしたい・・・

これは高齢者の誰もが願うことだと思います。

そのためには独り住まいの高齢者が不安なく生活ができたり、同居の高齢者の介護をする家族が無理なく在宅介護を続けていけるような仕組みが必要です。

現在、黒滝村では「黒滝村デイサービスセンター」が多くの高齢者に利用され、訪問介護やセンターでのお風呂の入浴介護やレクリエーションなどのディサービス活動によって、独り住まいや同居の家族が安心して生活でき、また介護をする家族も随分と助けていただいているように思います。

ただ、現状については次のような点で、まだ不十分なところがあるように思います。

まず、「黒滝村デイサービスセンター」での黒滝村社会福祉協議会（以下「社協」という。）の事業活動は平日の午前8時から午後5時までのおよそ9時間のみであるため、特に独り住まいの高齢者の方は、夕方から翌朝までの長い時間を不安な気持ちで過ごさなければなりません。そういう不安のために、「美吉野園」などの老人ホームに入られる方もおられるのではないのでしょうか。

また、それに加えて「黒滝村デイサービスセンター」での社協の事業活動は平日のみのため、介護をする家族の方が休日に所用をしたり、介護を離れて息抜きをしたりということが困難となっています。そのような原因で、長い介護の間に疲労困憊してしまったり、そもそも始めから家族で介護をすることができなかつたりで老人ホームを利用される方も多くあるのではないのでしょうか。

そこで、次のように提案をさせていただきます。

1. 夜間の訪問介護事業に対応する。民間介護事業者に委託することも含めて検討していただきたい。
2. 「黒滝村デイサービスセンター」で、事前申込みによって要介護者の一時預かり（2～3日のショートステイ事業）を行う。上記と同じく民間介護事業者に委託することも含めて検討していただきたい。

この提案が実現して、独り住まいの高齢者や同居の高齢者の介護をする家族が黒滝村で安心して住めることにより、村外への転出を余儀なくされている状況を少しでも解消し、地域の活性化を図ることができるのではないかと考えます。

3 平成20年度活動報告

【委員会】

- ・ 平成20年4月25日（金） 第8回委員会
今後の委員会について、その他 視察研修について
- ・ 平成20年5月21日（水） 第9回委員会
部会報告、委員会スケジュールについて、視察研修について
- ・ 平成20年6月23日（月） 第10回委員会
部会報告、視察研修について
- ・ 平成20年7月5日（土）～6日（日） 委員会視察研修
和歌山県那智勝浦町色川地区、下北山村いこいの郷
- ・ 平成20年7月18日（金） 第11回委員会
部会報告、視察研修報告
- ・ 平成20年8月26日（火） 第12回委員会
介護問題についての意見交換、部会報告、平成20年度答申について、視察研修について
- ・ 平成20年9月24日（水） 第13回委員会
部会報告、平成20年度答申について、
- ・ 平成20年10月23日（木） 第14回委員会
部会報告、平成20年度答申について
- ・ 平成20年11月17日（月） 第15回委員会
平成20年度答申について

【活性化部会】

- ・ 平成20年5月14日（水） 介護問題について（民間事業者との意見交換）
- ・ 平成20年6月 4日（水） 介護問題について（村役場担当課との意見交換）
- ・ 平成20年7月11日（金） 介護問題について
- ・ 平成20年9月22日（月） 介護問題について

【産業部会】

- ・ 平成20年 5月 2日（金） 赤滝地区事業用地賃借依頼（五條市）
- ・ 平成20年 5月12日（月） 答申に係る検討事項、その他
- ・ 平成20年 6月 4日（水） 赤滝山菜栽培事業について
- ・ 平成20年 8月 8日（金） 答申に係る検討事項、その他
- ・ 平成20年10月13日（月） 菜の花エコプロジェクト（イベント）
- ・ 平成20年10月22日（水） 答申に係る検討事項、その他

【産業部会の今年度以降の事業予算要求額】

(平成 20 年度予算変更要求分)

項目	予算額	備考
報酬	70,000 円	委員報酬
需用費 消耗品費	40,000 円	菜の花種代、肥料代
需用費 燃料費	20,000 円	機械燃料代
委託料	130,000 円	有害鳥獣防護柵設置費用
計	260,000 円	

(平成 21 年度予算要求分)

項目	予算額	備考
報酬	70,000 円	委員報酬
需用費 消耗品費	40,000 円	菜の花種代
需用費 燃料費	20,000 円	機械燃料代
計	130,000 円	

参考資料

1 黒滝村地域活性化委員会設置条例

(趣旨)

第1条 黒滝村の総合的な活性化施策を策定するため、黒滝村地域活性化委員会
(以下「委員会」という。)を設置し、村長の諮問機関とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 黒滝村地域活性化施策の策定に関する助言。
- (2) その他関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内とし、別表に掲げる者をもって組織する。委員会は、
必要に応じて臨時委員を置くことができる。

(会長)

第4条 委員会に会長を置く、会長は委員の互選による。

- 2 会長は、委員会を掌理する。
- 3 会長に事故ある時は、あらかじめ会長の指名した委員がその責務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。また村長は必要に応じて招集することができる。

- 2 村長は、第3条に規定する委員ほか、必要な者の出席を求めることができる。

(任期)

第6条 委員会は、任期を3年とし、再選を妨げない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において行う。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この条例は、平成19年6月1日から施行する。

2 黒滝村地域活性化委員会委員名簿

黒滝村地域活性化委員会構成委員	氏名
黒滝村議会 2名	堀口 誠 (産業部会) 阪中 隆一 (活性化部会)
黒滝村森林組合	中井 龍彦 (産業部会)
黒滝村商工会	近藤 美智雄 (活性化部会)
黒滝村村づくりプロジェクトチーム	田中 浩則 (活性化部会)
黒滝村青年団	杉本 修一 (産業部会)
公募 4名	福田 義継 (産業部会) 木村 正子 (活性化部会) 田中 正臣 (産業部会) 中井 一郎 (活性化部会)

3 諮問書

黒総第645号
平成19年7月23日

黒滝村地域活性化委員会長 様

黒滝村長 辻村源四郎

黒滝村の活性化に対する方策について（諮問）

標記の件について、黒滝村の総合的な活性化施策を策定するため、黒滝村地域活性化委員会に諮問します。

4 平成19年度答申書

平成19年11月22日

黒滝村長 辻村 源四郎 様

黒滝村活性化委員会
委員長 堀口 誠

答 申 書

平成19年7月23日に諮問を受けました「黒滝村の活性化に対する方策」について、下記の項目について答申いたします。

記

- ・産業における活性化 内容は別紙1のとおり
- ・少子化対策からの活性化 内容は別紙2及び別紙3のとおり

産業部会 堀口 誠
田中 正臣
中井 龍彦
福田 義継
下浦 弘人

産業部会では、「村の特長・特性を生かした資源・産業の掘り起こし、都市部との交流を通じて村の活性化を目指す。」として、検討協議を重ねてきました。

短期間である程度の利潤が見込める事業の実現が、村民の望みではないか、そして、このことが村の活性化にもつながるとの結論に達し、以下の事業について提案いたします。

①仮称「育林基金」の創設について

現在「造林基金」という森林整備のための国や地方の補助金がありますが、事業完了後に申請を行うため、支払が最長 1 年後になり、事業資金の確保のために困窮しているという状況です。この問題に対処するため、村で一時立替払いができるような「基金」を設立してほしい。

現状の事業費総額は 2, 0 0 0 万円程度であります。すべての事業者が利用するとは考えづらく、5 0 0 万円程度の基金積み立てで対応できると思われま

②山菜等の栽培について

現在「道の駅吉野路黒滝」において、自家野菜等の販売を村内の人が約 5 0 人程度行っています。また、「ササユリ栽培と販売」の組合も設立されて活動を行っており「ササユリ」の販売で好評を博しております。このようなことから、まずは、産業部会の委員で、下記の内容を試験的（3 年程度）に実施し、栽培・販売・流通を行う組織の創設または育成を検討していきたいと思

- ア. 菜の花プロジェクトによる交流（村内で 2 反程度の田を確保し、栽培する）無償
- イ. 山菜の栽培（村内で山林 2 反を借用し、山菜・木の実・キノコを栽培する）有償
- ウ. きずなの森事業（造林事業）による生活協同組合員（都市住民）との交流を林業体験や山菜摘み、植菌体験、ハイキングなどを通じて行う。

当面の事業費として、土地借地料（山林 2 反）が 3 年で 1 0 万円及び、獣害対策用柵設置費用 3 2 万円（1 8 0 m）が必要です。

③遊歩道の整備（鳳閣寺から石の廟塔まで600m）

平成16年に「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録されましたが、「鳳閣寺から石の廟塔」は残念ながら登録されていません。しかし、歴史的背景を考慮し、今後世界遺産へ追加登録を目指すうえでも、また、観光の振興という観点からもこの遺産を整備しておくことは、村の活性化につながるのではないかと考えます。

現時点での事業費に係る試算はできていませんが、軽自動車が通行できる程度の整備が必要と思われるます。

○行政の支援内容

①「育林基金」の創設 500万円程度

②土地借地料 3年間分 10万円 及び柵設置費用 32万円

③遊歩道の整備 600m

少子化対策からの活性化①
義務教育修了時までの医療費・学校教育費の完全無料化

活性化部会 中井 一郎
阪中 隆一
近藤美智雄
木村 正子
田中 浩則

どういった将来像が望ましい活性化かという視点から、活性化について協議しました。

ただ単に村の収入を増やすだけであるならば、刑務所や自衛隊、特別養護老人ホームの誘致だけで十分と言えます。それが活性化と呼べるかと問われれば、委員の意見は No でした。

では、なぜ活性化が必要かということになり、過疎化高齢化が進むと、学校を維持できなくなるという問題や、いたる所で住みにくくなるという問題点が浮き彫りになりました。

まず何から問題解消の取り組みを行うのがよいかという点で、少子化対策から検討しようということになりました。理由は、少子化のために複式学級の基準となっている学級の解消のために、年間 4～500 万円程度の村費を投入していますが、来年度からはそれが倍の費用となると予想され、現在の費用を下回る範囲で、有効な取り組みが行えれば、費用対効果がわかりやすいと判断したためです。

複式学級の是非はともかく、子どもの人数が少ないのは今後の村のためにも望ましくなく、子どもの人口を増やすためにはどうしたらいいか検討しました。

まず、子育ての環境を充実させるために、費用負担を軽減させる策ではどうか検討しました。医療費の自己負担の無料化や、学校教育費の無料化、村外に転出しなくてもいいように黒滝寮の復活などです。

前述の施策は、以前村で行われていた施策ばかりですが、合併協議破綻の際に廃止されたものと、交通事情の改善に伴って終了した施策です。合併協議破綻の際に廃止された医療費の自己負担の無料化や学校教育費の無料化は、以前行われていたときは、当事者がその恩恵を知らずにいました。そのため、当たり前の施策になっていたのも、他市町村に比べ子育てしやすいという意識がありませんでした。そういった反省も必要であるとの認識から、次の取り組みを行おうということになりました。

- ① 義務教育修了時までの医療費の無料化
- ② 義務教育修了時までの学校教育費の無料化
- ③ ①②の施策の積極的な PR

以下の算出根拠：現在の村の 15 歳以下の人口（平成 19 年 4 月 30 日現在）

- 0～ 3歳 12名
- 4～ 6歳 9名
- 7～12歳 43名
- 13～15歳 26名

以下にその経費を概算にて計算しましたので参考までに掲載します。

① 義務教育修了時までの医療費の無料化に係る経費

現在の医療負担（平成19年8月から）

○就学前の場合 月額500円（14日以上入院 月額1,000円）

○就学児童及び生徒の場合 7割公費 3割自己負担

上記の医療自己負担を、全額村費で計上した場合、

約220万円程度となります。

② 義務教育修了時までの学校教育費の無料化

現在の教育費自己負担（平成19年度、1人当たり平均）

○幼稚園 70,400円

○小学校 87,500円

○中学校 100,000円

上記の学校教育費自己負担を、現在の村の15歳以下の人口により全額村費で計上した場合、

約470万円程度となります。

①②の合計額は約690万円程度となります。活性化部会では各年代10名を目標に検討しましたので、約1000万円程度の事業費となります。

この案が成功した場合村費による講師が必要なくなるので、約900～1000万円の講師の人件費支出が抑えられ、生産人口の増加により税収の増加が見込まれるため、相対的には費用対効果が見込まれると思われます。

③ ①②の施策の積極的なPR

①②の取り組みを効果的にするため、マスメディアやインターネットを利用した積極的なPRが必要です。

少子化対策からの活性化②
子育てと定住支援のための拠点と組織づくり

活性化部会 中井 一郎
阪中 隆一
近藤美智雄
木村 正子
田中 浩則

別紙2の案を検討している際に、当事者の声を聞いてみてはどうかということになって、木村委員からモニターとして寺戸の村営住宅在住の主婦を中心に、意見を聞いてもらった。

そこで出てきた意見としては「負担の軽減はありがたいので、軽減されたら甘受したいが、自分たちのアイデアを実現させる場所や定住促進のための拠点ができればうれしい」とのことでした。

負担軽減以外に望まれる施策があると知った我々は、その内容を詳しく聞きとり、その取り組みが推進できればということで、部会の会議の席上で可能と思われる事業への検討をしました。

問題は「拠点をどこにするか」ということと、「どんな取り組みをするか」でした。費用的な問題は検討段階で発生すると思われるので、前述の2点について検討を行い、NPO法人の設置をしてはどうかということで、内容については別添の設立趣旨書（案）のとおりです。

拠点については、旧天野邸を利用してはどうか、取り組みについては子育て支援と定住支援が中心となっています。

当面の費用については、運営にかかる費用については自助努力によりますが、旧天野邸には家財道具や家具、写真、骨董などがそのままになっており、その処分と子どもが利用するための必要な対応についての修繕、浄化槽の設置費用について、行政でお願いしたい旨意見がありました。

具体的な費用については、まだ積算できておりません。

○行政の支援内容（案）

- ・旧天野邸の貸出
- ・NPO法人設立までの事務的支援
- ・同邸の最低限の修繕、補修
- ・同邸の水洗化

NPO 法人（仮称）井戸端会議黒滝 設立趣旨書（案）

黒滝村は人口 1,000 人ほどの小さな過疎の山村で、少子高齢化が進行し、3 年後には高齢化率が 50%を超えると見込まれます。基幹産業が林業で林業の構造的不況のために、若年層の流出が止まらない状況ではありますが、子育てと定住支援のため、若年層の人口流出を食い止め、子育てのしやすい村黒滝の実現のための活動を行い、地域の活性化へ寄与したいと思われま

す。子育ての支援としては相互互助による見守りや、自然環境を生かした活動の支援を行いたいと思われま

す。定住のための支援としては、趣味や就労支援のための各種教室の開催により、生きがいのある田舎暮らしのための活動を行いたいと思われま

す。移住のための支援としては、村外からの I ターン者が社員候補に多く、移住のためのノウハウを生ので伝えることができるため、田舎暮らしを望む方たちの支援を行っていき

たいと思われま

す。以上の活動を通じて、若年層の地域との関わりを深くし、住みよい村づくりの一端を担えたらと、思いを同じくする社員候補一同が設立の意思を固め、設立趣旨といたしま

平成 19 年度中間答申書 検討結果

① 仮称「育林基金」の創設について（産業部会）

⇒運用引き受け手等を村で検討・交渉中。

② 山菜等の栽培について（産業部会）

ア. 菜の花プロジェクトによる交流

⇒事業の方向性及び詳細について、又は引き受け手への周知方法の再度検討が必要。

イ. 山菜の栽培

⇒土地賃借料・有害鳥獣防除柵設置費用を平成 20 年度より村予算化

事業の方向性及び詳細について、又は引き受け手への周知方法の再度検討が必要。

ウ. きずなの森事業による生協組合員との交流

⇒事業の方向性及び詳細について、又は引き受け手への周知方法の再度検討が必要。

③ 遊歩道の整備（産業部会）

⇒平成 20 年度の補正予算にて対応を村で検討中。

尚、答申書中の「軽自動車通行可能な道幅に整備」というのは誤りで、「古道としての整備」に変更する。

④ 義務教育修了時までの医療費・学校教育費の完全無料化（活性化部会）

1) 義務教育終了時までの医療費の無料化

⇒平成 20 年度より村予算化・事業執行。試験的に小学生以下通院のみとして実施。

2) 義務教育終了時までの学校教育費の無料化

⇒村として全分野での無料化への予算化は財政的負担が大きく難しいため、部分的な無料化・負担軽減に努める。

3) 少子化対策施策の積極的な PR

⇒村ホームページにて PR 予定。

⑤ 子育てと定住支援のための拠点と組織づくり（活性化部会）

⇒NPO の設立育成支援、平成 20 年度より村予算にてホームページ作成委託事業予定
旧天野邸貸し出しについては、施設整備費用の関係から別場所での活動支援を予定。